復　興　庁　令

○復興庁令第四号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の五条を加える。

（産業復興再生計画の認定の申請）

第五条　福島県知事は、法第三十八条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十一による申請書その他の法第三十八条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一　法第五章第一節の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

二　法第三十八条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三　法第三十八条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画（同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

四　法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第三十八条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（産業復興再生計画の変更の認定の申請）

第六条　福島県知事は、法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十二による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第七条　法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

（地熱資源開発事業に係る記載事項）

第八条　法第四十四条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする。

（法第四十四条第六項の復興庁令で定める軽微な変更）

第九条　法第四十四条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの

二　法第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であって、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの

三　前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）の趣旨の変更を伴わないもの

附　則

この庁令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

別記様式第11（第５条関係）

産業復興再生計画認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

知事の氏名　　印

福島復興再生特別措置法第38条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、産業復興再生計画について認定を申請します。

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　福島復興再生特別措置法第38条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、同法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第38条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

産業復興再生計画

１　産業復興再生計画の目標

２　目標を達成するために推進しようとする取組の内容

３　目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業の内容及び実施主体に関する事項

４　産業復興再生事業ごとの規制の特例措置の内容

５　その他原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項

別記様式第12（第６条関係）

産業復興再生計画の変更の認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

知事の氏名　　印

年　　月　　日付けで認定を受けた産業復興再生計画について下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第39条第１項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第６条第１項の規定及び福島復興再生特別措置法附則第３条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

１　変更事項

２　変更事項の内容

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

３　福島復興再生特別措置法第39条第１項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第６条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び福島復興再生特別措置法附則第３条に規定する措置」の文字を、福島復興再生特別措置法第39条第１項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第６条第１項の規定及び」の文字を抹消してください。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。